仏典とスシュルタ本集にみられる酒の評 価

杉田暉道

家僧の修行に必要な規律や、 仏教では飲酒は修行の妨げとなるので禁じられていることは周知の事実であるが、 日常生活の規定を記した律蔵である。 これには 酒について述べている経典は、 出

一、南方上座部の律蔵に含まれる「マハーヴァッガ(大品)」

二、『摩訶僧祇律

三、『十誦律』

四、『四分律』

Ħ.

「五分律

有部から分かれた曇無徳部、 というと保守的な教え) などがある。この中で『十誦律』は小乗仏教(ブッタの教えを忠実に守って修行し、悟りを得ることを目的とする、 の上座部とは別の一派である説一切有部で編集されたものである。『四分律』『五分律』 弥沙塞部の各教団でそれぞれ編集されたものであるから、これらの記事内容は 『十誦 は説

集されたものである。

のそれの派生、

展開したものとみなされる。

大衆部の独立についてみると、ブッタが死亡してから百年後に第二回結集が行われた。

『摩訶僧祇律』は上座部と並行してできていた、

進步派

の大衆部の

独立で編

律切切

655

そのわけ

(117)

イシ は、 ヤーリー もともと仏教教団は在家の信者から喜捨を受けたが、それにはかなり厳し の出家僧 は、 戒律を現実に沿ったものに改革することを強く主張した。 い制限 したがって教団としてはこれに対 があった。これを不満としたヴァ

してきちんとした方向づけを行う必要があったからである。

のは、 するすべてのものにも完全な悟りが得られるように努力しようとするものであった。これが大乗仏教の成立に強 団幹部から拒否されてしまった。この結果今までの戒律のみに重点をおいた教団の修行方法に反対していた改革派 さてこの会合においてヴァイシャーリーの出家僧たちは「金銀を受けとるべき」など十項目の改革案を出 分派して大衆部を作ったのである。 その教説はブッタの教えをさらに発展させ、出家僧のみでなくこの世に存在 したが、 0 教

妨げとなる恐れがあるので禁止するという考えである(『倶舎論』巻十四)。 質的に罪悪であるという考えである(『倶舎論』巻十四)。 さて仏教では禁酒の理由として、 性罪説と遮罪説の二つの説をあげている。 遮罪説とは飲酒そのものは本質的には罪悪ではないが、修行の 性罪税とは飲酒を行うことそのものが本

をおよぼした(岩本裕著、

『仏教入門』中央公論社、

昭六一)。これらの経典は紀元前二世紀には成立したと考えられている。

闘諍の本なり、 二には力少し、 十二には身力壊る、 て説く、 はまさに得らるべき物を得ず、すでに得るところ物は散失す、八には伏匿(ふせてかくす)のことをことごとく人に向 七には闘訟を益す、八には名称なくして悪名流布す、 それでは遮罪説が考える飲酒による損失はいかなるものであるかをみると、『四分律』巻十六では、一には顔色悪し、 に堕す、 九には種々の事業廃して成辨せず(上手に判断できない)、十には酔は愁の本となる、 と十の損失を述べ、『智度論』巻十三には、 三には眼視明らかならず、 四には裸露にして恥なし、 十三には父を敬うことを知らず、十四には母を敬うことを知らず、 五には醜名悪声にして人の敬わざるところなり、 四には瞋恚の相を現ず、 九には智慧減少す、十には身壊令終して三悪道 一には現世において財物が虚竭す、二には衆病なり、 五には田業資生の法を壊す、 十一には身力うたた少なし 六には智慧を覆没す、 六には疾病を増 (地獄、 餓鬼道、 七に は

十五には沙門

(仏道を求めて出家

諸 智士の信用せざるところなり、三十二には涅槃を遠離す、三十三は狂癡の因縁を種える、三十四には身壊れ、 なる、二十四には無慚無愧 九には法を敬わず、二十には僧を敬わず、二十一には悪人と朋党す、二十二には賢善を疎速す、二十三には破戒の人と ままにして放免なり、二十七には人の憎悪するところにして、これを見ることを喜ばず、二十八には貴重の親属および して修行する人)を敬わず、十六にはバラモンを敬わず、十七には伯叔および尊長を敬わず、十八には仏を尊敬せず、十 (の智識のともに擯棄(すてる)するところなり、二十九には不善の法を行ず、三十には善法を棄捨す、三十一には明人、 (恥がなくなる) 二十五には六情 (眼・耳・鼻・舌・身・意)を守らず、二十六には色をほしい 所生(父母)のところ常にまさに狂騃

ろかな状態)なるべし、と三十五の損失を記している。

地獄のなかに堕す、三十五にはもし人となることを得ては、

ての悪道

ら作った酒)を飲みすぎて酔いつぶれ、ブッダの前に下肢をなげ出して寝てしまったので、ブッダは以後飲酒を禁止した 以後出家僧の飲酒を禁じたとある。さらに『摩訶僧祇律』巻二十では、上記の物語のほかに尊者ナイシが石蜜酒 をした酒を、 飲酒を禁ずるにいたった動機は『十誦律』巻十七では、サカダという長老がある貧しい女から出された水色で水の味 十分調べないで飲んでしまって酔いつぶれてブッダの前で、下肢を延ばして寝てしまったので、ブッダは

茎 洒 華 [の種類につい (花)、 ては 果 (果実)、種 『十誦律』 巻十七では穀酒と木酒の二種類あるという。 (種子) または諸薬草などをまぜて作る酒で、 穀酒とは食 木酒とは食、 (飯)、麴 (こうじ)、米、根、 麴や米を用いないで、

とある、

の米酒、 茎、 華、 大麦酒若 蕤汁酒、 果または種子を用いて作る酒をさす。『四分律』巻十六では木酒、 しくは他の酒法によって作った酒というと記している。ついで木酒とは梨汁酒、 桃酒をいう。 梨汁酒は梨汁に蜜または石蜜をまぜて作る。 浮果酒は浮果に蜜または石蜜をまぜて作 粳米酒(うるち米で作った酒) 閻浮果酒、 甘蔗酒

る

以下の甘蔗酒、

舎楼果酒、

蕤汁酒、

桃酒も、

同じようにそれぞれの材料に蜜または石蜜をまぜて作るのである。

(狂ってお

酒でない飲みも は、 酒 味がない に 酒色、 ついては、ここに液体 酒香、 酒でも飲んでは 0 は、 酒 味があっても飲んでよい。 酒色、 があった場合、それが酒色、 いけない。 酒香がなく酒味のあるものは飲んでよい……以下略……この禁酒の内容は端的 また酒色、 酒でない飲みもので、 酒香がない 酒香、 が、 酒味がするものはのんではいけない。 酒味のある酒は飲んではいけない。 酒色、 酒香、 酒味がない ものは無論飲 または酒色、 酒でない にいい 飲みも えば少 酒

もの、 to 酵させたもの)、を水の中に入れてこれを容器中に入れたもの、甜とは前述の容器に入れたものが発酵して甘い 甜 しでもさけっけのあるものは飲んでは 成 成とは酒としての香りや味が完成したもの、 ことは 動、 動からさらに化学変化が進んで酢の状態になったもの、漬とは酒の中に毛布をいれて酒を浸したもの、 漬、 黄、 屑、 澱、 清の十種ある。 いけない ٤ 動とは成の状態がさらに化学変化を起こして酒の状態でなくなっ 微にいり 和とは、 飯屑 細にいり戒めている。 (飯を発酵させたもの)、 『摩訶僧祇僧 麴屑 (米、]巻二十では 豆などを蒸して発 酒となっ 酒 には和 黄

屑、 ŋ は髪滴をのんでも罪となる。 る分類であることは興 (木麦で作ったにごり酒)、 またここで述べている十種の分類は、 は趪麦人醪 清の十種類ある。 (大麦のしんで作ったにごり酒)、 八味深 和とは石蜜と蘖(こうじ)とを水の中にいれてこれを容器中に入れたもので、 **麨醪** 61 ましてや容器の中にいれて飲めばさらに重い罪となると強く戒めている。 百 (麦こがしで作ったにごり酒 _様のことを石蜜についても述べている。 材料の種類による分類ではなくて、 米飯醪 (米飯で作ったどぶろく) 0 五種類ありと述べ、 すなわちそれは和、 発酵から酸化にいたる化学変化の違 麦飯醪 (麦飯で作ったにごり酒) 甜 成 ついで浊酒 動 この草滴 酢 漬 また によ

K

n

て飲めばさらに

重

い罪となると、

ここでも酒を一滴でも飲んではいけない

あり、これらの酒の草滴

とは酒が澄黄

(黄色にすんでいる) でまだ清くないもの、

(草にひたした酒の一滴)

または髪滴

(髪にひたした一滴)を飲んでも罪となる。

と戒めてい

る

澱とは容器の底によどんでいる酒、

とを水の中にいれこれを容器に入れて発酵したもので一滴も飲んではいけない。

以下のにごり酒も麹麦醪と同様な手法

清とは酒の上清をさす、

まして酒を容器

で作るが一滴も飲んでは いけないと記してい

有し、感官をして鋭敏ならしむ。又体を暖め尿屎の排泄作用を促進せしむ。今予の各酒類の特徴について述べる所を聞 下性あり、 る)、三、米酒(米粥から作る)、四、「シュエーター」酒(白色種の米より作る)、五、「プラサンナ」酒 け」と二十七種の酒の特徴をあげている。ここでは酒の種類のみを記す。一、葡萄酒、二、戦捷木酒 元三世紀に成立したスシュルタ本集(大地原誠玄完訳)では、「酒は凡て胆汁素を増生し、 小麦酒、 粘液素及び体風素の不調を除き、快感を与え、膀胱浄化作用あり。 川楝酒 (毗醯勒の果実の煎汁を混じた米酒)、九、「コーハラ」酒 (大麦より作る)、十、「ジャガラ」 消化軽性、 酸敗性、 消化を助け、 温熱性及び刺戟性 (米酒の上澄)、六、 (なつめやしから作 食欲を進め瀉

糖酒 酒、 より作る)、十三、砂糖製糖酒 (煮ないさとうきび汁より作る)、十六、川楝製糖酒 (飯を発酵させ、これを蒸留したもの)、十一、「ワクワサ」酒(「ジャガラ」酒より酵母量多し)、十二、糖蜜製糖酒 (砂糖より作る)、 十四、煮沸甘蔗液製糖酒 (毗醯勒の果実の煎汁と糖蜜をまぜて作る)、十七、「ジャムブ」製糖 (煮たさとうきび汁より作る)、十五、 冷甘蔗液製

作ったもの)、二十二、球、茎、根または果実より作った酒、二十三、「アリシュタ」(「アーサワ」における粉剤の代りに煎 剤を用いる)、二十四、「シュクタ」 薬酒)、二十、「マイレーヤ」(ミソハギ属の花及び砂糖芋から作ったもの)、二十一、マドフーカ(赤鉄科の花および糖蜜から 酒、十八、「スラーザワ」(穀酒を用い、糖蜜、 こさせたもの)、二十五、「ツシャアムブ」(籾のままの米または大麦で作った酸性発酵液)、二十六、「サウギーラ」(大麦で作 (糖蜜、 蜜、 酸粥、 蜜、 薬物の粉末を発酵させたもの)、十九、「マドフアーサワ」(蜜から作った 乳精等の混合物を土製の壺にいれ、これを籾穀の中に埋め、

3 科学的に行われている。 以上が 夕本集においても、 仏典およびスシュ これはその成立時期が仏典より数世紀遅いことを考えれば当然といえよう。 酒の種類がい ルタ本集にみられる酒に関する主な内容である。 か に多いかということがわかる。とくにスシュルタ本集では酒の区分が これらの記事を読むと、 仏典にお また摩訶僧祇律 61 仏典 てもス ょ

った酸性発酵液)二十七、米粉酸性発酵液

(籾より作る)。

n

(121)

如是の るが、 口 U LJ から考えてもかなり適確に述べており、その観察力の鋭いのには敬服させられた。インドの風土、 L) VZ 、ろいろな酒を作り易い環境にあることは事実であるが、古代インド人はいかに酒について強い関心を持っていたかと うことがよくわ る態度は注 . みられる如く酒を作る材料をまぜてから、 おでき) 仏教では飲酒を一途に禁止していなかったことは次の記事から明らかである。『四分律』巻十六に「出家僧に如 (これこれ を塗るは一切無犯なり。」とある。 目に値する。 0 かった。 病があって他の薬治 五つの仏典とスシュルタ本集では酒の評価についての基本姿勢が全く異なることは当然であ さらに酒の健康に対する効果 (治療法) 発酵して酒となり、さらに酸化して酢となっていく状態を克明 また で差えず(治らず)、 『智度論』 (スシュルタ本集) 巻十三では 酒を以て薬となす。 や害 「種々の薬草を米麴や甘蔗汁の中にまぜて作 (四分律、 智度論) 若しくは酒を以 につい 気候から考えると、 7 現 在の医学 傷

現在でも変わりがないといえるのではなかろうか)。さらにそれぞれの土地に住んでいる住民の経済的な問題や生活習慣の違 から百年後に第二 LJ ろうと飲んだり、 団で飲酒を厳 られるのに、 から、 なかったのでは これ を一 何故上記のように、 しく禁止しても、 口 律に守らせることは容易でなかったことは、 ない 酒がさらに酸化して酢の状態になったものはよいだろうと飲んだりする者がいて禁酒がなかなか徹底 [の結集がヴァイシャーリーで行われた。 かと思う。 出家僧の中にはたくみに理由をつけて飲んだり、 裏をかえせばそれほど酒に対する執着が強かったといえる 酒の種類や酒による損失がしつこい位に綿密に記されているのであろうか。 それはヴァッジ=プッタカという出家僧が戒律に関して改 次の例で明らかである。 酒にならない 前述のようにブッダが死亡して (酒に対する執着は古代でも 前 の状態のも 0 著者は は ょ 11 だ

革を唱えたために、

仏教教団がこれにうまく対処してより強く団結する必要があったからである。

十項目の改革案を提出した。

その中に一、

発酵していない椰子油を飲むこと、二、

彼

以は教団の戒律の緩和を要求し、

(122)

ない

と考え

つ

たものを薬草酒という。」と記している。

さいごに仏教教団では出家僧の禁酒を厳しく規定しているから、

酒についての詳

しい知識はあまり必要が

業都市として栄え、ヴァッジ族の根拠地であった。かくしてヴァッジ=プッタカはヴァイシャーリー地方の教団の代表 者であったようである。すなわち当時のヴァイシャリー地方の教団には金銀やアルコール分の少い酒を所持していたこ とを裏書きしている。このことは当時の経済事情や社会習慣から金銀やアルコール分の少ない酒を受けとらざるを得な 金銀を信者から受けること、が含まれていた。そしてこの提案は拒否された。ヴァイシャーリーはガンジス河流域の商

参考

い状況にあったと考えられるのである。

岩本裕著『仏教入門』中央公論社、昭和六十一年。

(神奈川県予防医学協会)

661 (123)